

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事等の給与に関する有識者会議で出された意見を踏まえ、及び他の都道府県との均衡等を考慮し、知事等の給与の改定等を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事及び副知事の給料月額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改正後
知事	1,395,000円	1,244,000円
副知事	984,000円	928,000円

イ 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長及び委員の報酬月額を次のとおり改定する。

区 分		現 行	改正後
海区漁業調整委員会	会長	52,000円	45,000円
	委員	45,000円	38,000円
内水面漁場管理委員会	会長	45,000円	32,000円
	委員	41,000円	29,000円

ウ (3)のイに伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 知事等の退職手当に関する条例の一部改正

知事及び副知事の退職手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改正後
知事	100分の30	100分の50
副知事	100分の30	100分の40

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,996人	3,047人
一般会計支弁に係る職員	2,986人	3,034人
特別会計支弁に係る職員	10人	13人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,398人	2,433人
県立学校の職員	2,124人	2,156人
県立学校の職員以外の職員	274人	277人
企業局の職員	66人	70人
県費負担教職員	4,172人	4,247人

(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

## 鳥取県行政組織条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

平成21年度中の会計管理者制度への移行に合わせ、会計に関わる業務を会計管理者に一元化することにより、円滑かつ効率的な事務処理体制を確立できるようにするため、総務部の所掌事務を見直す。

### 2 条例の概要

- (1) 総務部の所掌事務から庶務の集中処理に関する事項を削る。
- (2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

## 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正等について

### 1 条例の改正等理由

- (1) 県内に暮らすすべての者一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談事案の解決促進のための支援を行う。
- (2) 人権救済条例見直し検討委員会の意見等を踏まえ、(1)のとおり人権に関する相談及び解決促進のための支援を行うこととし、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等は廃止する。

### 2 条例の概要

#### (1) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正

ア 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、県民の人権に関する各般の問題につき相談に応じる人権相談窓口を設置する。

イ 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、相談者への助言等の支援を行う。

ウ 知事は、イの支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (2) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の廃止

次の条例は、廃止する。

ア 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例

イ 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例

#### (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ (2)に伴い、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例について所要の規定の整備を行う。

## 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

(1) 保健師助産師看護師法の一部が改正され、知事は、戒告又は3年以内の業務の停止の処分を受けた准看護師等に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修(以下「准看護師再教育研修」という。)を受けるよう命ずることができることとなったこと等に伴い、准看護師再教育研修の実施等の事務に係る手数料を新たに定める。

(2) 教育職員免許法の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間が定められることに伴い、その更新等の事務に係る手数料を新たに徴収する。

(3) 受益と負担の公平確保のため、火薬類製造保安責任者試験の実施等の事務に係る手数料の額を改める。

### 2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 准看護師再教育研修の実施等に係る手数料

事務の区分	単位	手数料の額
-------	----	-------

(ア) 准看護師再教育研修の実施	a 戒告処分を受けた者に対する研修	1件につき	48,000円
	b 上記以外の者に対する研修	1件につき	86,000円
(イ) 准看護師再教育研修を修了した旨の登録		1件につき	5,600円
(ウ) 准看護師再教育研修修了登録証の書換交付		1件につき	3,400円
(エ) 准看護師再教育研修修了登録証の再交付		1件につき	4,100円

イ 教育職員の普通免許状又は特別免許状の更新等に係る手数料

事務の区分	単位	手数料の額
(ア) 普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する免許状の授与	1件につき	3,300円
(イ) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	1件につき	3,300円
(ウ) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,000円
(エ) 旧免許状所持現職教員に対する免許状の更新講習修了の確認	1件につき	3,300円
(オ) 更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所持者が免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認	1件につき	3,300円
(カ) 旧免許状所持現職教員に係る免許状更新講習の修了確認期限の延期	1件につき	2,000円
(キ) 旧免許状所持現職教員のうち免許状更新講習を受ける必要がない者の認定	1件につき	3,300円

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施	1件につき	12,000円	17,000円
イ 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施	1件につき	15,100円	16,900円

(3) 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単位	手数料の額			
		現行	改正後		
ア 高圧ガス製造保安責任者試験等の実施	(ア) 書面により受験願書を提出する場合	a 乙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	10,000円	9,000円
		b 丙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	9,400円	8,400円
		c 乙種機械責任者免状に係るもの	1件につき	10,000円	9,000円
		d 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの	1件につき	10,000円	9,000円
		e 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの	1件につき	9,400円	8,400円
		f 第1種販売主任者免状に係るもの	1件につき	8,500円	7,600円
		g 第2種販売主任者免状に係るもの	1件につき	6,700円	6,000円

	(イ) 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	a 乙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	9,500円	8,500円
		b 丙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	8,900円	7,900円
		c 乙種機械責任者免状に係るもの	1件につき	9,500円	8,500円
		d 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの	1件につき	9,500円	8,500円
		e 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの	1件につき	8,900円	7,900円
		f 第1種販売主任者免状に係るもの	1件につき	8,000円	7,100円
		g 第2種販売主任者免状に係るもの	1件につき	6,200円	5,500円
イ 液化石油ガス設備士試験の実施	(ア) 書面により受験願書を提出する場合		1件につき	23,000円	20,700円
	(イ) 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合		1件につき	22,500円	20,200円
ウ 狩猟免許の交付等に係る事務	(ア) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の交付	a 既に狩猟免許を有している者等	1件につき	4,000円	3,900円
		b a以外の者	1件につき	5,300円	5,200円
	(イ) 狩猟免状の再交付		1件につき	1,100円	1,000円
	(ウ) 狩猟免許の更新		1件につき	2,900円	2,800円
	(エ) 狩猟者の登録		1件につき	1,900円	1,800円

(4) 介護サービス情報の調査に係る手数料等を定めた規定中、当該事務の根拠となる介護保険法の条項を改める。

(5) 教育職員の特別免許状及び臨時免許状の授与に係る手数料を定めた規定中、当該事務の根拠となる教育職員免許法の条項を改める。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日は、次に定めるものを除き、平成21年4月1日とする。

ア (3)のウ 平成21年4月16日

イ (4) 平成21年5月1日

#### 鳥取県統計調査条例等の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

統計法の全部改正に伴い、県においても、県統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、統計作成の効率化と県統計調査の記入者の負担の軽減を図るため、知事等が実施する統計調査によって収集した調査票情報の二次利用、公的機関の求めによる統計の作成等及び一般からの委託に応じた統計の作成等ができるものとするとともに、個人等の情報の保護と県統計調査に対する公共の信用を確保するため、いわゆる「かたり調査」を禁止する等の改正を行う。

##### 2 条例の概要

###### (1) 鳥取県統計調査条例の一部改正

ア 目的	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。
------	---

イ 県統計調査と誤認させる調査の禁止	県統計調査であると人を誤認させるような表示又は説明をして、個人又は法人等の情報を取得しようとする、いわゆる「かたり調査」をしてはならない。												
ウ 結果の公表	知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとする。												
エ 調査実施機関における調査票情報の二次利用	<p>(ア) 知事等は、知事等に置かれた内部組織であって、県統計調査に係る事務の処理について最終的に意思を決定し、当該県統計調査を行ったもの(以下「調査実施機関」という。)の職員に、当該県統計調査に係る調査票情報を、規則で定めるところにより、当該県統計調査の目的以外の目的のために利用させ、統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行わせることができるものとする。</p> <p>(イ) 知事等は、(ア)によりその行った県統計調査の目的以外の目的のために当該県統計調査に係る調査票情報を利用させたときは、遅滞なく、その旨、利用の目的及び統計の作成等の結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとする。</p>												
オ 公的機関の求めによる統計の作成等	<p>(ア) 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、規則で定めるところにより、次に掲げる者からの求めに応じ、調査実施機関に、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用した統計の作成等を行わせることができるものとする。</p> <p>a 知事等に置かれた内部組織のうち調査実施機関以外のもの</p> <p>b 国の行政機関、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社</p> <p>(イ) (ア)により統計の作成等を行わせたときは、エの(イ)と同様に結果の公表を義務付けるものとする。</p>												
カ 委託による統計の作成等	<p>(ア) 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができることとする。</p> <p>この場合、統計の作成等を知事等に委託する者から、次のとおり手数料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="534 1377 1385 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統計の作成等のうち統計表の作成を職員が行う場合</td> <td>51,000円に統計表1表につき20,400円を加えた額その他要した費用</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>知事等が統計の作成等その他委託に係る業務に要する費用として定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)により統計の作成等を行わせたときは、遅滞なく、エの(イ)と同様の方法によりその旨及び利用の目的の公表を義務付けるものとする。</p>	区分	手数料の額	統計の作成等のうち統計表の作成を職員が行う場合	51,000円に統計表1表につき20,400円を加えた額その他要した費用	上記以外の場合	知事等が統計の作成等その他委託に係る業務に要する費用として定める額						
区分	手数料の額												
統計の作成等のうち統計表の作成を職員が行う場合	51,000円に統計表1表につき20,400円を加えた額その他要した費用												
上記以外の場合	知事等が統計の作成等その他委託に係る業務に要する費用として定める額												
キ 罰則の追加及び変更等	<p>(ア) 罰則の追加</p> <table border="1" data-bbox="486 1706 1385 1792"> <thead> <tr> <th>対象行為者</th> <th>罰則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イの違反者(行為未遂者も含む。)</td> <td>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 罰則の変更</p> <table border="1" data-bbox="486 1832 1385 2033"> <thead> <tr> <th>対象行為者</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者</td> <td>6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金</td> <td rowspan="2">20万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>県統計調査に関する業務に従事する者で当該県統計調査の結果をして真実に反</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象行為者	罰則	イの違反者(行為未遂者も含む。)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	対象行為者	改正前	改正後	県統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者	6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金	20万円以下の罰金	県統計調査に関する業務に従事する者で当該県統計調査の結果をして真実に反	
対象行為者	罰則												
イの違反者(行為未遂者も含む。)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金												
対象行為者	改正前	改正後											
県統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者	6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金	20万円以下の罰金											
県統計調査に関する業務に従事する者で当該県統計調査の結果をして真実に反													

	するものたらしめる行為をした者 県統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者 立入検査等を拒み、妨げ又は忌避等をした者	10万円以下の罰金
ク その他の改正	職員等の調査票情報の取扱いに係る規定を削除（統計法の罰則が適用）	

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴う適用除外規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年7月1日とする(1)のキの(ア)を除き、同年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。